

# 男女共同参画社会を目指して活動する グループを応援します！

とよた男女共同参画センターは豊田市の男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する為の計画である「クローバープラン」に基づき、「男女共同参画社会づくり」を推進する拠点施設です。

講座・  
イベント開催

調査研究  
情報提供  
会議室貸出

学び

情報

相談

活動

女性相談  
男性相談

団体の  
活動支援




豊田市が目指す「男女共同参画社会」は、「女性も男性も共に認め合い、性別に関わらず自分らしく生きることができる社会」です。一人ひとりが多様な生き方を自由に選択し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して、とよた男女共同参画センターでは様々な事業や支援を行っています。

## 登録できる団体 (登録基準)

- ① **男女共同参画社会を理解し、活動できること**
- ② 豊田市内で活動している団体、またはこれから活動を始める団体
- ③ 継続的に活動していること
- ④ 特定の宗教活動及び政治活動、営利活動を目的としていないこと
- ⑤ 登録団体情報交換会、研修会およびセンターの主催する事業に参加できること
- ⑥ 男女共同参画社会に関する研修を年 1 回以上実施すること  
男女共同参画推進団体（A 団体）は別途基準あり
- ⑦ 暴力団でない団体であること
- ⑧ 暴力団が役員にいない団体であること
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

上記の要件を満たしている団体は利用団体の登録をすることができます。登録団体の認定は、その団体の性質、活動内容により 3 区分に分かれ、支援内容も区分によって異なります。（詳細は右記令和 7 年度の登録基準をご覧ください。）

### 例えば・・・

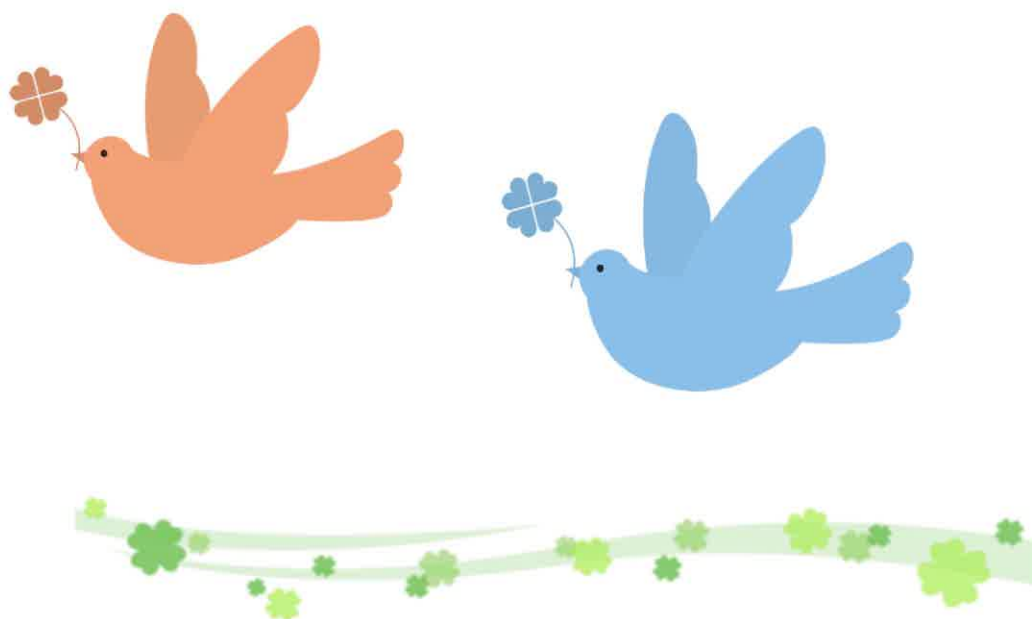
-  性別に関わらず、個人と能力に応じて社会のあらゆる分野を支えあう共働型社会の実現に向けた活動を行っている（A 団体の要件）
  - ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた活動
  - ・家事、育児や介護にも男性が参画することに関わる活動
  - ・ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントなど人権侵害の解消に向けた活動など
-  団体の活動目的が、「女だから～」「男だから～」など性別によって行動や生き方の枠組みにとらわれた内容ではないこと（共通要件）
-  グループ内の役員（リーダー）等の役割分担を固定的な性別役割分担ではなく、個人の能力、希望によって決定するように努めている（共通要件）

など、男女共同参画を理解し活動ができる、またはしていること

## 令和7年度の登録基準（登録は1年ごとに更新が必要です）

<p><b>認定区分</b></p>	<p>団体の性質、活動内容により3つに分かれています</p> <p>A団体 <u>男女共同参画推進団体</u></p> <p>B団体 <u>公共的団体</u></p> <p>C団体 <u>その他の団体</u></p>	<p>A 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと          団体・会の目的及び活動が、男女共同参画社会の実現をめざすためのものであること          ・<b>さんかくフェスタにて、出展、スタッフ協力をする</b>  <b>こと</b></p> <p>B 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと          団体・事務局が公共団体であること          ・男女共同参画社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、報告書の提出が必要）          ・<b>さんかくフェスタにて、出展、スタッフ協力をする</b>  <b>こと</b></p> <p>C 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと          団体・男女共同参画社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、報告書の提出が必要）          ・<b>さんかくフェスタにて、出展、スタッフ協力をする</b>  <b>こと</b></p>
<p><b>認定手続</b></p>	<p>認定を受けるには、以下の書類が必要です</p> <p><input type="checkbox"/>①男女共同参画センター利用団体登録申請書</p> <p><input type="checkbox"/>②利用団体会則</p> <p><input type="checkbox"/>③会員名簿</p> <p><input type="checkbox"/>④年間事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/>⑤連絡先確認書</p> <p><input type="checkbox"/>⑥PRカード（初年のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>⑦機関紙、会報等（任意提出）</p> <p>※<b>全ての書類が揃ってから申請してください</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 200px;"> <p>男女共同参画研修の実施日（令和8年2月末までを明記。）</p> </div>	<p>A 左記①～⑦及び          団体 <input type="checkbox"/> <u>男女共同参画活動計画書（ピンク）</u></p> <p>B 左記①～⑦及び          団体 <input type="checkbox"/> <u>公共的団体確認書（黄色）</u></p> <p>C 左記①～⑦          団体</p>
<p><b>利用特典</b></p>	<p>① 施設を無料で利用できます          （情報交換室・21、22、23会議室          託児室、調理実習室・多目的室）</p> <p>② 講師謝礼を助成します          （会員以外の講師に限る）</p> <p>③ 印刷機を利用できます          （・用紙は団体側で準備          ・マスター1枚につき50円）</p> <p>④ 広報とよたへ記事の掲載ができます          原稿は広報発行日の2か月前※までに提出してください（内容等に制限があります）          ※変更する可能性があります</p> <p>⑤ 登録団体用ロッカーの利用ができます</p> <p>⑥ 登録団体用ポストの利用ができます</p>	<p>A ①施設利用（3か月前予約）          団体 ②講師謝礼          (1)男女共同参画社会の推進啓発事業          上限 25,000円まで          (2)会員の資質向上のための事業          上限 10,000円まで          (3)会員同士の交流を図る事業          上限 3,000円まで</p> <p>※(1)の内容に限り、上限15,000円以下の申請金額を2回に分けて申請できます          ③～⑥</p> <p>B ①施設利用（2か月前予約）          団体 ②講師謝礼          (1)男女共同参画社会の推進啓発事業          上限 25,000円まで          (2)会員の資質向上のための事業          上限 5,000円まで          (3)会員同士の交流を図る事業          上限 3,000円まで</p> <p>※その事業に対して市の補助金が支給されている場合は(2)、(3)に関しては支給対象外です          ③～⑥</p> <p>C ①～②（Bと同じ）          団体 ③～⑥</p>

キラリ☆と輝くことのできる社会を目指して



### 【問合せ】

#### キラッ☆とよた（とよた男女共同参画センター）

〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階

TEL 0565-31-7780 FAX 0565-31-3270

E-mail [clover@city.toyota.aichi.jp](mailto:clover@city.toyota.aichi.jp) ホームページ <https://clover-toyota.jp/>

開館時間：午前9時～午後9時（日曜日は午後5時まで）

休館日：月曜日（祝日の場合、午後5時まで開館）